

○デジタル庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、  
公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のと  
おり告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

東京都千代田区紀尾井町一番三号 デジタル庁内